

○インクルーシブ教育システム構築事業

平成25年度予算額（案） 1,385百万円（新規）

改正障害者基本法の趣旨等を踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、特別支援教育の専門支援人材の配置・活用等を推進しつつ、早期からの教育相談・支援体制の構築、幼稚園、小・中学校、高等学校における合理的配慮の充実及び拠点地域・学校における調査研究、高等学校の特別支援教育の充実、インクルーシブ教育システム構築に関するデータベースの整備、合理的配慮の関連知識の習得及び情報共有を図るためのセミナー開催等を行う。さらに、医療的ケアのための看護師配置、就学奨励費の支給対象の拡大を行う。

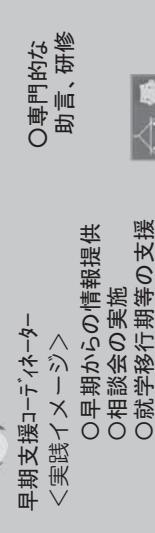
就学期以前

小・中学校

高等学校

◆早期からの教育相談・支援体制の構築 (16地域・早期支援コーディネーター約50人の配置)

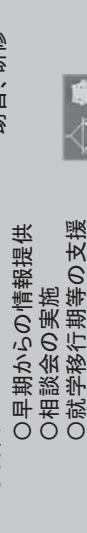
・特別な支援が必要となる可能性のある子どもも及びその保護者に対し、早期から情報提供や相談会の実施等に取り組み、障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を保障する就学先を決定する。



◆インクルーシブ教育システム構築データベース(独立行政法人国立特別支援教育総合研究所)

- ・幼・小・中・高におけるインクルーシブ教育システム(通級による指導等の活用を含む)の実現に向けた合理的配慮の調査研究を実施。
- ・小・中において、インクルーシブ教育システムを特別支援学級と通常の学級の交流及び共同学習の形で追求する。
- ・特別支援学校と小・中・高において、インクルーシブ教育システムを特別支援学校と通常の学級の交流及び共同学習の形で追求する。
- ・インクルーシブ教育システムを域内(市町村又は複数の市町村)の教育資源(通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学級)を活用する形で追求する。

取組の収集・蓄積



◆「合理的配慮」普及啓発セミナーの開催(文部科学省・6ブロックで実施)

- ・市町村教育委員会や学校関係者に対して、合理的配慮に関する関連知識の習得と情報共有による、就学・事務の円滑化を図るために、セミナー等を開催。
- ・就学奨励費の支給対象を拡大し、通常の学級に在籍する障害のある児童・生徒(約2,800人)の就学を支援する。

◆就学奨励費の支給対象拡大

◆医療的ケアのための看護師配置(約330人)

◆特別支援学校機能強化モデル事業 (12地域 ST, OT, PT, 心理学の専門家等 約360人の配置)

- ・複数の特別支援学校が連携し、機能別等の役割分担をしながらセンター的機能の機能強化を図る。都道府県・指定都市教育委員会は、そのため必要な専門家(ST, OT, PT, 心理学の専門家等)を特別支援学校等に派遣する。また、キャラクター・職業教育、ICT・AT活用など今日的課題への対応も行う。
- ・視覚障害、聴覚障害、病弱、身体虚弱について、各県ごとの教育資源が少數しか存在しないことから、広域的な取組を促すことにより、専門性向上も含めた体制整備を促進する。

特別支援学校(幼稚部・小学部・中学部・高等部)

○発達障害に関する教職員の専門性向上事業

平成25年度予算額(案) 78百万円(新規)

小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒に対する児童生徒は、6、5%程度の割合で在籍しており、すべての学校・学級において、これらの児童生徒に対する支援が、喫緊の課題となっている。

発達障害のある児童生徒への支援にあたっては、教員一人一人が、発達障害に関する正しい知識を習得するとともに、児童生徒への適切な指導や、保護者等に対して十分な説明を行い理解を得る必要がある。また、各学校において、発達障害に関する支援の中核となる高度な専門性を有する教員の存在も重要である。

そのため、教員に発達障害に関する正しい理解を図るために理解推進拠点事業を実施するとともに、発達障害に関する専門的・実践的知識を有する教職員を育成するためのプログラム開発を行う。

○ 発達障害理解推進拠点事業

22百万円

・教員一人人が、発達障害に関する正しい知識を習得するとともに、適切な指導や学校教育活動全体を通じて児童生徒の理解を得る。また、保護者等への十分な理解を得るために取組について、拠点校を設けて実践事業を行う。また、その成果普及のためのセミナー等を開催する。

(事業内容)

- 教員向け発達障害に関する校内研修等の実施
 - ・特別支援学校退職教員、元通級学級担当教員を講師として校内研修を実施
 - ・学校教育活動全体を通じて児童生徒への理解を図るための取組の実践
- 教員、保護者、地域等を対象とした成果普及のためのセミナーの開催 など



○ 発達障害に関する教職員育成プログラム開発事業

55百万円

・学校現場において、発達障害に関する専門的・実践的な知識を有する教職員を育成するため、各大学において、教員養成段階や、現職教員向けのプログラム開発を行う。

(事業内容)

- 大学における教員養成段階において、学生に対する発達障害に関する専門的・実践的知識を習得するためのプログラム開発
- 大学院研究科等において、中核的な現職教員に対する発達障害に関する高度で専門的な知識等を習得するためのプログラム開発
- 成果普及のためのワークショップの開催 など

